

令和6年度下川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、下川町の全ての組織に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定に係る子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

町が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達の目標

予算の適切な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

6 調達推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に保健福祉課から各課等に対して情報提供を行うものとする。

各課等においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、会計年度の終了後、速やかに取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。